

令和 6 年度 第 3 回湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会次第

日 時 令和 7 年 3 月 6 日 (木)

午後 3 時から

場 所 湯河原町防災コミュニティセンター
2 階 205 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

- (1) 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会規約の改正について
- (2) 令和 7 年度湯河原町と真鶴町の広域連携に係る事業計画 (案) について
- (3) 令和 7 年度協議会予算 (案) について
- (4) 令和 7 年度共同処理事業等の事業費予算について

4 その他

令和6年度第3回

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会案件

開催日時	令和7年3月6日（木） 午後3時
場 所	湯河原町防災コミュニティセンター 2階 205 会議室

目 次

案件（１）	湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会規約の改正について…	P 5
案件（２）	令和7年度湯河原町と真鶴町の広域連携に係る事業計画（案） について	… P 10
案件（３）	令和7年度協議会予算（案）について	… P 14
案件（４）	令和7年度共同処理事業等の事業費予算について	… P 16

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会委員名簿

令和6年6月23日現在

湯 河 原 町 (8名)		
(職 名)		(氏 名)
副議長	広域行政特別委員長	山本 俊明
委 員	広域行政特別副委員長	土屋 誠一
	広域行政特別委員	松野 洋一
		松井 一寿
		室伏寿美夫
	議 長	村瀬 公大
	副議長	善本 真人
会 長	町 長	内藤 喜文
委 員	副町長	

真 鶴 町 (8名)		
(職 名)		(氏 名)
議 長	広域行政特別委員長	天野 雅樹
委 員	広域行政特別副委員長	高橋 敦
	広域行政特別委員	加藤 龍
		黒岩 範子
	議 長	田中 俊一
	副議長	海野 弘幸
副会長	町 長	小林 伸行
監 事	副町長	大塚 伸二

※役 員

[会 長] 内 藤 喜 文

[副議長] 山 本 俊 明

[副会長] 小 林 伸 行

[議 長] 天 野 雅 樹

[監 事] 大 塚 伸 二

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、湯河原町、真鶴町（以下「関係町」という。）が共通の利害に結ばれていることにかんがみ、これら関係町の有機的連携を図るとともに諸行政の広域化を推進し、もって住民の福祉を増進することを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会という。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 両町に関係のある広域的に共同処理すべき事業の推進に関する連絡調整
- (2) その他協議会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、次に定める委員によって組織する。

- (1) 関係町の長及び副町長
- (2) 関係町の議会議長及び副議長
- (3) 関係町の議会広域行政特別委員会から選出された委員 各5名以内

(役員)

第5条 協議会に、会長、副会長及び議長、副議長1名を置く。

- 2 会長、副会長の任期は2年とし、両町長の協議によって定める。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 議長、副議長は、両町の議会広域行政特別委員会委員長が2年ごとに交代するものとする。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を処理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第6条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会の推せんにより、会長が委嘱する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 協議会の会議は、2分の1以上の委員から開催の要請があった場合に会長が招集する。
- 3 協議会の会議は、議長が主宰する。
- 4 協議会の議事は、委員の半数以上が出席し、出席委員の過半数で決定する。
- 5 会長は、必要に応じ事案の関係者を招へいできる。

(幹事会)

第8条 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長の命を受けて必要な事項を調査研究する。

3 幹事会の幹事は、両町の副町長、公営企業管理者、関連参事、消防長、議会事務局長及び関連課長とする。

4 幹事会には、必要に応じ事案の関係者を招へいできる。

(専門部会)

第9条 協議会に、事業の一部を主掌する専門部会を置くことができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を会長の属する町役場に置く。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、関係町が負担する。

2 前項の負担割合は、協議会の会議において決定する。

(監事)

第12条 協議会に毎年度協議会の決算を監査するため監事1名を置く。

2 監事は、副会長の属する町の副町長とする。

3 前項の副町長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長の属する町の議会広域行政特別委員会の中から同委員会が選出した者をもって充てる。

(補則)

第13条 この規約に定めるものを除くほか、協議会に関し必要な事項は、協議会の会議にはかり会長が定める。

附 則

この規約は、昭和40年8月26日から施行する。

附 則

この規約は、昭和43年2月24日から施行する。

附 則

この規約は、昭和46年10月30日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年1月25日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和63年7月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成7年8月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年6月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年6月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年4月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年3月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年7月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年9月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第3号に規定する委員の定数については、この規約の施行の日以後、初めて選任される関係町の広域行政特別委員会委員の選任時から適用する。

案件（１）

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会規約の一部を改正する規約

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会規約（昭和 40 年 8 月 26 日施行）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「、公営企業管理者」を削る。

附 則

この規約は、令和 7 年 3 月 6 日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

【参考資料】

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会規約の一部を改正する規約新
旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(幹事会) 第8条 (略) 2 (略) 3 幹事会の幹事は、両町の副町 長、<u>公営企業管理者</u>、関連参事、 消防長、議会事務局長及び関連 課長とする。	(幹事会) 第8条 (略) 2 (略) 3 幹事会の幹事は、両町の副町 長、関連参事、消防長、議会事 務局長及び関連課長とする。 附 則 この規約は、令和7年3月6日か ら施行し、令和6年10月1日から 適用する。	

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会規約（案）

（目的）

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、湯河原町、真鶴町（以下「関係町」という。）が共通の利害に結ばれていることにかんがみ、これら関係町の有機的連携を図るとともに諸行政の広域化を推進し、もって住民の福祉を増進することを目的とする。

（名称）

第2条 協議会は、湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会という。

（事業）

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 両町に関係のある広域的に共同処理すべき事業の推進に関する連絡調整
- (2) その他協議会の目的達成に必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、次に定める委員によって組織する。

- (1) 関係町の長及び副町長
- (2) 関係町の議会議長及び副議長
- (3) 関係町の議会広域行政特別委員会から選出された委員 各5名以内

（役員）

第5条 協議会に、会長、副会長及び議長、副議長1名を置く。

- 2 会長、副会長の任期は2年とし、両町長の協議によって定める。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 議長、副議長は、両町の議会広域行政特別委員会委員長が2年ごとに交代するものとする。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を処理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（顧問）

第6条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会の推せんにより、会長が委嘱する。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 協議会の会議は、2分の1以上の委員から開催の要請があった場合に会長が招集する。
- 3 協議会の会議は、議長が主宰する。
- 4 協議会の議事は、委員の半数以上が出席し、出席委員の過半数で決定する。
- 5 会長は、必要に応じ事案の関係者を招へいできる。

（幹事会）

第8条 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長の命を受けて必要な事項を調査研究する。

3 幹事会の幹事は、両町の副町長、関連参事、消防長、議会事務局長及び関連課長とする。

4 幹事会には、必要に応じ事案の関係者を招へいできる。

(専門部会)

第9条 協議会に、事業の一部を主掌する専門部会を置くことができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を会長の属する町役場に置く。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、関係町が負担する。

2 前項の負担割合は、協議会の会議において決定する。

(監事)

第12条 協議会に毎年度協議会の決算を監査するため監事1名を置く。

2 監事は、副会長の属する町の副町長とする。

3 前項の副町長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長の属する町の議会広域行政特別委員会の中から同委員会が選出した者をもって充てる。

(補則)

第13条 この規約に定めるものを除くほか、協議会に関し必要な事項は、協議会の会議にはかり会長が定める。

附 則

この規約は、昭和40年8月26日から施行する。

附 則

この規約は、昭和43年2月24日から施行する。

附 則

この規約は、昭和46年10月30日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年1月25日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和63年7月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成7年8月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年6月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年6月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年4月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 29 年 9 月 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 4 条第 3 号に規定する委員の定数については、この規約の施行の日以後、初めて選任される関係町の広域行政特別委員会委員の選任時から適用する。

附 則

この規約は、令和 7 年 3 月 6 日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

案件（２）**令和7年度 湯河原町と真鶴町の広域連携に係る事業計画（案）****1 共同処理事業等****(1) 一部事務組合の事業****ア ごみ処理事業**

湯河原町真鶴町衛生組合において、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及び最終処分場を適切に維持、運用し、ごみ処理事業の安定的運営に努める。

また、令和5年度から着手しているごみ焼却施設の「基幹的設備改良工事」が完了することにより、令和7年8月1日から2号炉の24時間運転を開始するとともに、10月1日から箱根町の可燃ごみの受入れを開始する。

(2) 真鶴町から湯河原町への委託事業**ア 消防事業**

消防・救急・救助活動の充実強化のため、救助活動用資機材の更新配備、無人小型航空機（ドローン）の追加配備、令和6年度から2箇年かけて消防救急デジタル無線（共通波）の更新をおこなうとともに、消防職員の資質向上のための専門教育及び救急救命士教育研修を継続的に実施するほか、消防救急デジタル無線、マタニティ・サポート119事業及びNet119緊急通報システム等の適正な運営と維持管理に努める。

イ 下水道事業

下水の処理並びに浄水センターの監視制御設備更新工事など、事業の円滑な推進を図る。また、今後の下水道事業計画等について、協議を行っていく。

(3) 湯河原町から真鶴町への委託事業**ア し尿処理事業**

令和2年度から熱海市への事務委託により処理を行っているが、引き続き安定した処理体制の維持を図っていくため、貯留施設の適正な維持管理に努めるとともに、当該施設の今後について検討を進める。

また、熱海市との連絡を密にし、共同で設置した設備の状況及びし尿等の搬入量等について情報共有していく。し尿等の運搬体制については、引き続き委託業者等と連絡体制を維持し、安定した運用を図っていく。

イ 火葬場事業

平成12年の供用開始から24年経過している「真鶴聖苑」の管理運営について、施設・設備に必要な点検・改修を行い、施設の適正な維持管理に努める。

ウ 共有土地管理事業

「真鶴町と湯河原町との共有土地の管理に係る事務委託に関する協定」に基づき、共有土地の適正な管理を図るとともに、令和3年度に策定した旧採石場跡地利用計画は埋立実績から期間を延長し、採石場跡地での建設残土受入を適正に行っていく。同時に新たな採石場跡地での建設残土受入を行うための調整を関係各所と進めつつ、土地の有効活用に対しても継続して検討していく。

2 公の施設の相互利用

(1) 公の施設の相互利用について

両町住民の交流と福祉の向上を図るため「湯河原町と真鶴町の公の施設の相互利用協定」に基づく各公の施設に加え、町民割引を実施していただける民間施設の相互利用を促進する。

※真鶴町のケーブ真鶴駐車場が令和7年4月1日より無料化することに伴い、相互利用施設の対象外とする。

3 共同で要望活動等を行う事項

(1) 西湘バイパスの再延伸について

西湘バイパス再延伸については、早期事業化に向けた国への要望活動を伊豆湘南道路神奈川県西湘地区建設促進協議会、関東国道協会及び神奈川県道路利用者会議において、今後も引き続き要望を行っていく。

また、神奈川と静岡の県境をまたぐ道路（伊豆湘南道路）に関する協議会及び伊豆湘南道路建設促進期成同盟会において、具体的な計画策定に向けて協議や要望活動を行っていく。

(2) 湯河原パークウェイの活用促進について

湯河原パークウェイは、東名高速道路から伊豆縦貫自動車道を経由した誘客や、静岡県以西からの誘客など、地域活性化対策として重要な路線である。また、箱根・真鶴・湯河原を結ぶ広域道路ネットワークとして地域住民の利便性からも重要な路線であるため、事業者である伊豆箱根鉄道株式会社に対し通行料金の見直

しや災害に強い道路の整備と安全対策の実施などについて、引き続き協議や要望活動を行う。

(3) 真鶴駅前及び新福浦立体交差点の渋滞解消について

国道 135 号の上り車線では、真鶴駅や新福浦立体交差点付近で、朝夕の通勤時間帯や週末の観光客の通行時間帯に渋滞が発生している。真鶴駅前交差点においては、安全性の確保の点から、道路標示の工事や駅前ロータリーの信号の移設工事を実施し、道路標示の明確化、道路幅員の拡幅、信号表示時間の変更等の対策を講じており、徐々に効果が現れている。

地域住民にとっては重要な生活道路であることから、有効な対策を道路管理者及び交通管理者と引き続き検討していく。

4 今後の広域連携について検討、協議する事項

(1) 水道事業の広域化について

両町においては、隣接関係にあり地理的合理性と飲料水の供給・受給関係から水道に関する連携があり、水道広域化の効果が得やすい地域であると考えられる。

神奈川県では、多様な広域連携を促進し、将来にわたって安全で安心な水の安定的・効率的供給が継続されるよう、県内水道事業の広域化の推進方針や今後の具体的取組の内容等を示す「神奈川県水道広域化推進プラン」を策定した。これを踏まえ両町の水道事業広域化に向けた検討を行う。

また、両町の現状を踏まえた上で、効果が見込まれる連携方策について検討を行う。

(2) 教育関係事業について

教育的諸課題のうち、両町に関連するものについて、その都度、検討・協議を行っていく。

参考資料

湯河原町と真鶴町の広域連携に係る事業計画 新旧対照表

改正前	改正後
1 共同処理事業等 (1) し尿処理事業 (2) 火葬場事業 (3) 消防事業 (4) 下水道事業 (5) ごみ処理事業 (6) 共有土地管理事業 2 西湘バイパスの再延伸について 3 公の施設の相互利用について 4 真鶴駅前及び新福浦立体交差点の渋滞解消について 5 水道事業の広域化について 6 し尿等処理について 7 湯河原パークウェイの活用促進について 8 教育関係事業について	1 共同処理事業等 (1) 一部事務組合の事業 ア ごみ処理事業 (2) 真鶴町から湯河原町への委託事業 ア 消防事業 イ 下水道事業 (3) 湯河原町から真鶴町への委託事業 ア し尿処理事業 イ 火葬場事業 ウ 共有土地管理事業 2 公の施設の相互利用 (1) 公の施設の相互利用について 3 共同で要望活動等を行う事項 (1) 西湘バイパスの再延伸について (2) 湯河原パークウェイの活用促進について (3) 真鶴駅前及び新福浦立体交差点の渋滞解消について 4 今後の広域連携について検討、協議する事項 (1) 水道事業の広域化について (2) 教育関係事業について

案件(3)

令和 7 年度 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会予算（案）

1 収 入

(単位：千円)

項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 分担金		100	100	0	
	1 分担金	100	100	0	湯河原町・真鶴町各50千円
2 繰越金		832	748	84	
	1 繰越金	832	748	84	前年度繰越金
3 諸収入		1	1	0	
	1 諸収入	1	1	0	預金利子
収 入 合 計		933	849	84	

2 支 出

(単位：千円)

項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 会議費		50	50	0	
	1 会議費	50	50	0	協議会・幹事会費
2 事務局費		50	50	0	
	1 事務局費	50	50	0	事務用品費・印刷製本費
3 事業費		100	100	0	
	1 事業費	100	100	0	
4 予備費		733	649	84	
	1 予備費	733	649	84	
支 出 合 計		933	849	84	

参考資料

令和 6 年度 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会収入支出決算見込額

1 収 入 (単位：円)

項	目	予 算 現 額			調 定 額	収入見込額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較	説 明
		当初予算額	補 正 額	計						
1 分担金		100,000	0	100,000	100,000	100,000	0	0	0	
	1 分担金	100,000	0	100,000	100,000	100,000	0	0	0	湯河原町・真鶴町各5万円
2 繰越金		748,000	0	748,000	748,215	748,215	0	0	215	
	1 繰越金	748,000	0	748,000	748,215	748,215	0	0	215	前年度繰越金
3 諸収入		1,000	0	1,000	164	164	0	0	△ 836	
	1 諸収入	1,000	0	1,000	164	164	0	0	△ 836	預金利子
収 入 合 計		849,000	0	849,000	848,379	848,379	0	0	△ 621	

2 支 出 (単位：円)

項	目	予 算 現 額					支出見込額	不 用 額	説 明
		当初予算額	補 正 額	予備費充当額	流用増減額	小 計			
1 会議費		50,000	0	0	0	50,000	9,238	40,762	
	1 会議費	50,000	0	0	0	50,000	9,238	40,762	会議食糧費(協議会のお茶代)
2 事務局費		50,000	0	0	0	50,000	6,969	43,031	
	1 事務局費	50,000	0	0	0	50,000	6,969	43,031	事務用品費(コピー用紙代)
3 事業費		100,000	0	0	0	100,000	0	100,000	
	1 事業費	100,000	0	0	0	100,000	0	100,000	
4 戻入費		0	0	0	0	0	0	0	
	1 戻入費	0	0	0	0	0	0	0	
5 予備費		649,000	0	0	0	649,000	0	649,000	
	1 予備費	649,000	0	0	0	649,000	0	649,000	
支 出 合 計		849,000	0	0	0	849,000	16,207	832,793	

832,172 (令和 6 年度繰越見込額)

案件（４）

令和7年度 共同処理事業等の事業費予算について

1 ごみ処理事業

両町の負担金額及び負担割合

(単位：千円)

	予算額	財 源 内 訳			
		負 担 金			地方債、 諸収入ほか
		負担金小計	湯河原町	真 鶴 町	
議会費 (負担割合)	736	736	368 (50.00%)	368 (50.00%)	0
総務費 (負担割合)	8,067	8,067	4,034 (50.00%)	4,033 (50.00%)	0
衛生費	3,511,063	526,366	430,414	95,952	2,984,697
清掃費 (負担割合)	396,244	297,902	242,072 (81.26%)	55,830 (18.74%)	98,342
最終処分場費 (負担割合)	117,093	68,245	55,455 (81.26%)	12,790 (18.74%)	48,848
粗大ごみ処理施設費 (負担割合)	49,202	31,909	25,929 (81.26%)	5,980 (18.74%)	17,293
廃木材処理施設費 (負担割合)	42,428	0	0 (－)	0 (－)	42,428
選別処理施設費 (負担割合)	25,357	21,097	17,143 (81.26%)	3,954 (18.74%)	4,260
美化センター基幹 的設備改良事業 (負担割合)	2,880,779	107,263	89,856 (－)	17,407 (－)	2,773,516
積立金 搬出処分事業用 (負担割合)	10	0	0 (－)	0 (－)	10
公債費	684,616	614,004	513,248	100,756	70,612
大規模改修事業 (焼却・粗大)	128,321	128,321	110,965 (－)	17,356 (－)	0
最終処分場再生事業 (既存廃棄物撤去)	256,523	246,523	188,393 (76.42%)	58,130 (23.58%)	10,000
最終処分場再生事業 (処分場再整備)	279,550	229,550	205,249 (－)	24,301 (－)	50,000
基幹的設備改良事業	9,377	4,173	4,173 (－)	0 (－)	5,204
ストックヤード整備事業	135	135	135 (－)	0 (－)	0
一時借入金利子	10,710	5,302	4,333 (－)	969 (－)	5,408
予備費	10,468	10,468	8,506 (81.26%)	1,962 (18.74%)	0
合 計 【前年度】	4,215,000 【2,049,000】	1,159,691 【1,079,536】	956,611 【890,377】	203,080 【189,159】	3,055,309 【969,464】

※地方債、諸収入ほかの内訳

項 目	金 額
地方債等	2,567,021千円
繰入金	10,000千円
真鶴町負担金（事業）	179,851千円
箱根町負担金（事業）	234,111千円
ごみ処理手数料	49,717千円
有価物売却代ほか	14,609千円

※[参考]ごみ搬入量調（令和7年度予算算定基礎数値）

	令和5年10月1日～令和6年9月30日	
	搬入量	比率
湯河原町	11,027.36 t	81.26%
真鶴町	2,543.28 t	18.74%
合 計	13,570.64 t	100.00%

2 消防事業

- (1) 経費の負担方法〔昭和51年3月16日付け協議の規約第3条第2項の規定に基づく
令和7年度消防事務受託に要する経費の額及び負担時期の協議による〕

ア 真鶴分署に要する費用は全額真鶴町の負担

ただし、人件費については、管理職及び新採用職員を含む初任教育・専科教育
救急科未修了者等を除く職員の平均人件費にて算出するものとする。

イ 監理、監督に要する費用・管理業務に要する費用は職員数割合で算出、PA連携
業務に要する費用は過去5年間の実績業務件数比率で算出

ウ 基本的負担と実績負担に分けて負担する費用は、それぞれ負担対象経費の1/2
を基礎額とし、次の割合で算出

基本的負担と実績負担 に分ける委託業務内容	基 本 的 負 担 (基礎額は負担対象経費の1/2)	実 績 負 担 (基礎額は負担対象経費の1/2)
救急業務に要する費用 (人件費を除く)	人口比率 (熱海市泉地区人口比率含む。)	過去5年間の実績救急業 務件数比率
救助業務に要する費用	人口比率 行政区域面積比率	過去5年間の実績救助業 務件数比率
予防業務に要する費用	防火対象物件数比率	過去5年間の実績許認 可・予防事務件数
原因調査業務に要する 費用	人口比率	過去5年間の実績火災発 生件数比率
通信業務に要する費用	人口比率 (熱海市泉地区人口比率含む。)	過去5年間の実績救急業 務、救助業務、火災発生 の合計件数比率
マタニティ・サポート 119 業務に要する費用	人口比率	過去5年間の実績業務件 数比率 (実績のない場合は人口比率 のみ。)

(2) 真鶴町の負担金額及び負担割合 185,289千円【前年度 164,894千円】

区 分	負担対象経費	負担割合	真鶴町負担金
真鶴分署に要する費用	94,640千円	100.00%	94,640千円
監理・監督に要する費用	88,908千円	17.65%	15,692千円
管理業務に要する費用	47,165千円	16.67%	7,862千円
救急業務に要する費用	11,408千円	1/2×20.57%(基) 1/2×19.34%(実)	2,276千円
救助業務に要する費用	122,449千円	1/4×22.13%(基) 1/4×14.68%(面) 1/2×33.33%(実)	31,675千円
予防業務に要する費用	15,968千円	1/2×18.60%(基) 1/2×18.48%(実)	2,960千円
原因調査業務に要する費用	7,964千円	1/2×22.13%(基) 1/2×22.92%(実)	1,794千円
通信業務に要する費用	122,757千円	1/2×20.57%(基) 1/2×19.57%(実)	24,637千円
マタニティ・サポート 119業務に要する費用	304千円	1/2×22.13%(基) 1/2×17.71%(実)	61千円
PA連携業務に要する費用	23,073千円	16.00%	3,692千円
合 計 【前年度】	534,636千円 【457,040千円】	—	185,289千円 【164,894千円】

※負担割合の（基）は基本的負担、（実）は実績負担、（面）は基本的負担のうち行政区域面積比率による負担を表す。

実績件数比率表

令和7年度当初予算協議資料

1 業務比率表

※令和6年分については10月1日現在の件数

年別区分 項 目		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	合 計	
		件数	件数	件数	件数	件数	件数	比率
救 急 業務比率	湯河原	1,798	1,761	2,044	2,287	1,581	9,471	71.88%
	真 鶴	427	476	578	591	476	2,548	19.34%
	泉	209	263	220	269	196	1,157	8.78%
	合 計	2,434	2,500	2,842	3,147	2,253	13,176	100.00%
救 助 業務比率	湯河原	24	31	38	28	21	142	66.67%
	真 鶴	15	20	17	12	7	71	33.33%
	合 計	39	51	55	40	28	213	100.00%
予 防 業務比率	湯河原	828	955	1,104	1,154	861	4,902	81.52%
	真 鶴	185	198	229	309	190	1,111	18.48%
	合 計	1,013	1,153	1,333	1,463	1,051	6,013	100.00%
原因調査 業務比率	湯河原	11	10	4	5	7	37	77.08%
	真 鶴	1	3	3	2	2	11	22.92%
	合 計	12	13	7	7	9	48	100.00%
通 信 業務比率	湯河原	1,833	1,802	2,086	2,320	1,609	9,650	71.82%
	真 鶴	443	499	598	605	485	2,630	19.57%
	泉	209	263	220	269	196	1,157	8.61%
	合 計	2,485	2,564	2,904	3,194	2,290	13,437	100.00%
マタニティ・サポート 119 業務比率	湯河原	11	20	16	20	12	79	82.29%
	真 鶴	3	4	5	3	2	17	17.71%
	合 計	14	24	21	23	14	96	100.00%
PA連携 業務比率	湯河原	153	153	184	174	129	793	84.00%
	真 鶴	34	24	33	33	27	151	16.00%
	合 計	187	177	217	207	156	944	100.00%

2 人口（救助・原因調査・マタニティ）・防火対象物（予防）比率表・行政区域名積（救助）比率表

※令和6年10月1日現在

区 分	湯河原町（比率）		真鶴町（比率）		合 計（比率）	
人 口（人）	23,216	77.87%	6,596	22.13%	29,812	100.00%
防火対象物（件）	1,265	81.40%	289	18.60%	1,554	100.00%
行政区域名積（km ² ）	40.97	85.32%	7.05	14.68%	48.02	100.00%

3 人口（救急・通信）比率表

※令和6年10月1日現在

区 分	湯河原町（比率）		真鶴町（比率）		熱海市泉（比率）		合 計（比率）	
人 口（人）	23,216	72.41%	6,596	20.57%	2,251	7.02%	32,063	100.00%

4 監理・監督業務比率（職員比率） $12 \div (76 - 8) = 17.65\%$ ※令和6年10月1日現在5 管理業務比率（職員比率） $12 \div (76 - 4) = 16.67\%$ ※令和6年10月1日現在
- 20 -

3 下水道事業

両町の負担金額及び負担割合

区 分	経 費	湯河原町	真 鶴 町	熱 海 市
建設費負担 (負担割合)	123,000,000円 (うち国庫29,150,000円) (100.00%)	65,179,000円 (69.45%)	18,976,000円 (20.22%)	9,695,000円 (10.33%)
下水処理負担 (負担割合)	308,637,794円 (100.00%)	284,412,794円 (92.15%)	6,555,000円 (2.12%)	17,670,000円 (5.73%)
合 計 【前年度】	431,637,794円 (うち国庫29,150,000円) 【407,696,330円】	349,591,794円 【318,078,330円】	25,531,000円 【28,819,000円】	27,365,000円 【54,549,000円】

4 真鶴町水路改修事業

両町の負担金額及び負担割合

区 分	元利償還額	湯河原町	真 鶴 町
9 月 (負担割合)	1,190,065円 (100.00%)	293,708円 (24.68%)	896,357円 (75.32%)
3 月 (負担割合)	1,362,349円 (100.00%)	336,212円 (24.68%)	1,026,137円 (75.32%)
合 計 【前年度】	2,552,414円 【4,801,884円】	629,920円 【1,185,105円】	1,922,494円 【3,616,779円】

5 し尿処理事業

両町の負担金額及び負担割合

区 分	総 額	湯河原町	真 鶴 町
管理費・施設費 (負担割合)	4,583千円 (100.00%)	2,366千円 (51.63%)	2,217千円 (48.37%)
人 件 費 (負担割合)	4,212千円 (100.00%)	2,175千円 (51.64%)	2,037千円 (48.36%)
合 計 【前年度】	8,795千円 【8,089千円】	4,541千円 【4,093千円】	4,254千円 【3,996千円】

※予算算定基礎数値(令和5年度年間処理量)

区 分	し 尿	浄 化 槽	小 計	負 担 割 合
湯 河 原 町	147.22kℓ	3,666.00kℓ	3,813.22kℓ	51.64%
真 鶴 町	76.28kℓ	3,494.92kℓ	3,571.20kℓ	48.36%
合 計	223.50kℓ	7,160.92kℓ	7,384.42kℓ	100.00%

6 火葬場事業

両町の負担金額及び負担割合

区 分	総 額	湯河原町	真 鶴 町
管 理 費 (負担割合)	18,401千円 (100.00%)	13,510千円※ (73.42%)	4,891千円※ (26.58%)
施 設 費 (負担割合)	4,296千円 (100.00%)	3,343千円 (77.82%)	953千円 (22.18%)
人 件 費 (負担割合)	4,212千円 (100.00%)	3,254千円 (77.27%)	958千円 (22.73%)
合 計 【前年度】	26,909千円 【36,155千円】	20,107千円 【23,667千円】	6,802千円 【12,488千円】

※両町の管理費の負担額は、覚書を加味した金額で算出していますが、今後の覚書の清算により金額が変更となる場合があります。

※予算算定基礎数値

区 分	令和7年度火葬見込み件数(負担割合)	令和6年4月1日現在の人口(負担割合)
湯 河 原 町	425件(77.27%)	23,292人(77.82%)
真 鶴 町	125件(22.73%)	6,637人(22.18%)
合 計	550件(100.00%)	29,929人(100.00%)

上記以外に、他市町村分として232件を見込む(うち熱海市民火葬見込150件含む)

7 共有土地管理事業

(1) 湯河原町の負担金額

区 分	管理経費	湯河原町負担額	負担割合
管理に要する経費	貸付共有土地	2,458,171円	
	その他共有土地	860,309円	
	小 計	3,318,480円	1,229,164円 持分割合(※) 37.04%
契 約 に 要 す る 経 費		1,928,367円	964,183円 1 / 2
徴 収 に 要 す る 経 費		1,263,740円	631,870円 1 / 2
事 務 経 費 (定 額)		40,000円	20,000円 1 / 2
合 計		6,550,587円	
湯河原町負担額 【前年度】		2,845,217円 【2,903,057円】	

※持分割合

共有土地総面積 1,740,551.61㎡ (100.00%)

(うち 真鶴町持分 1,095,837.15㎡ (62.96%))

(うち 湯河原町持分 644,714.46㎡ (37.04%))

(2) 貸付料等収入額

共有土地持 分	区 分	貸付料等	真鶴町分	湯河原町分
真 鶴 町 (65/100) 湯 河 原 町 (35/100)	貸 付 料 (現 年 度) (過 年 度)	407,251円 (381,166円) (26,085円)	264,713円 (247,758円) (16,955円)	142,538円 (133,408円) (9,130円)
	東 京 電 力 線 下 補 償	12,864円	8,362円	4,502円
	J R 線 下 補 償	2,125,194円	1,381,376円	743,818円
真 鶴 町 (125/200) 湯 河 原 町 (75/200)	貸 付 料 (現 年 度) (過 年 度)	33,633,088円 (30,938,131円) (2,694,957円)	21,020,679円 (19,336,331円) (1,684,348円)	12,612,409円 (11,601,800円) (1,010,609円)
	東 京 電 力 線 下 補 償	1,159,443円	724,652円	434,791円
	J R 線 下 補 償	1,449,728円	906,080円	543,648円
合 計 (現年度) (過年度) 【前年度】		38,787,568円 (36,066,526円) (2,721,042円) 【54,081,133円】	24,305,862円 (22,604,559円) (1,701,303円) 【33,865,788円】	14,481,706円 (13,461,967円) (1,019,739円) 【20,215,345円】